

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る中国地方の取組について  
【 共同声明 】

国の出先機関の事務・権限の移譲については、6月1日に開催した中国地方知事会議において、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める方針を、別紙のとおり合意し、併せて、特例制度の課題解決に向けた共同アピールを採択した。

我々としては、国の出先機関の地方移管は、二重行政の解消や地域住民によるガバナンスの強化など、真の分権型社会の実現に大きく寄与する改革とすべきと考えており、地域の実情に応じた政策展開を通じて、住民サービスの向上を図ることを目的として、当面、中国経済産業局の事務・権限の移譲を求める。

このため、今後、受皿となる特定広域連合の設立に向けた準備を鋭意進めるとともに、その他の移譲対象出先機関についても、中国地方の実情を勘案しながら段階的に検討を進めることとする。なお、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図ることとする。

特例制度については、国の関与や人員移管、財源等の課題があることから、政府においては、これらの課題を解決するとともに、出先機関の原則廃止を確実に実行するため、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限の尽力をいただくよう、また、詳細な制度設計に当たっては、地方の意見に十分に耳を傾け、地方の自主性・主体性が発揮できるようにすることを要請する。

平成24年8月7日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	二	井	関	成

## 中国地方における広域連合設立に向けた検討について

### 1 平成24年度第1回中国地方知事会議（6月1日）の合意内容

中国地方広域連合検討会の報告を受け、知事同士で議論し、以下の合意に至った。

#### （1）基本方針

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律」が成立し、国の関与や人員移管、財源等の課題が解決されることを前提として平成26年度中の移譲を受けるため、今後、法案を含む国の制度設計の内容を見極めつつ、特定広域連合の設立に向けた準備を進める。

#### （2）特定広域連合を設立する場合のイメージ

##### ア 設立のねらい

- ・地方分権改革を前進させるため、国の出先機関の事務・権限の受皿の役割を担う。
- ・あわせて、中国地方における広域行政の実施主体の役割を担う。

##### イ 移譲を受ける出先機関

- ・当面、経済産業局を対象として移譲を受ける。
- ・地方整備局及び地方環境事務所については、今後の検討対象とする。
- ・さらに次の段階では、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても検討対象とする。

##### ウ 持ち寄り事務

広域連合で行うことにより、効果的・効率的な事務・事業の実施が可能となり、住民サービスの向上が見込めるという観点から、「広域防災」及び「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」を中心に詳細な検討を行う。

### 2 各県議会等への説明

合意内容（6月1日）として、当面、経済産業局を対象として移譲を受けることや、持ち寄り事務に関して、広域防災及び広域医療（ドクターヘリの運航調整）を中心に検討することなどについて、各県議会、市町村、経済界等へ説明を行った。

### 3 国への意思表示

8月に内閣府副大臣に対し、事務・権限の移譲を求める国の出先機関については、当面は経済産業局とするほか、地方環境事務所については、四国各県とも丁寧な協議を行うなど調整を図る旨の意思表示を行った。

あわせて、法案が内包する国の広範な関与や、人員移管・財源措置等の課題を解決するとともに、国会へ法案を提出し、与野党間の論議を深め、法案の速やかな成立に向けて、最大限努力するよう要請した。

### 4 今後の取組

広域連合検討会では、6月の知事会議の合意内容や国の動向を踏まえ、①広域防災等の持ち寄り事務、②経済産業局の事務・権限の移譲に係る各県の関連事務との整理、③特定広域連合の組織について、具体的検討を行っている。

これについて、11月21日の中国地方知事会議で知事同士によるさらに具体的な議論を行うこととしている。